

(趣旨)

第 1 条 この条例は、津和野町立小・中学校の施設、設備の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、「学校施設、設備」とは、校地、校舎、屋外運動場照明施設その他の施設及び設備(備品を含む。)をいう。

(申請書の提出及び許可)

第 3 条 学校施設、設備を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、別記様式の学校施設設備利用許可申請書(以下「申請書」という。)を、当該学校の校長(以下「校長」という。)に提出し、その許可を受けなければならない。

2 利用者は、前項の規定により、申請するときは、利用しようとする日の 5 日前までに、申請書を校長に提出しなければならない。

3 校長は、前項の規定により申請書を受領し、支障がないと認めたときは、利用許可証を利用者に交付しなければならない。

(利用の禁止)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合は、学校施設、設備の利用を許可しないものとする。

- (1) 学校教育上支障があるとき。
- (2) 公安を害し、風俗を乱し、その他公共の福祉に反するとき。
- (3) 専ら私的営利を目的とするとき。
- (4) 学校施設、設備をき損する等その管理上支障があるとき。
- (5) 前各号のほか、校長において、支障があると認めるとき。

(許可の取消し)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、許可した後においてもこれを取り消し、又はその利用を拒否することができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する事由があるとき。
- (2) 申請書に虚偽の事実が記載されていたとき。
- (3) 許可条件に違反したとき。

(使用料の納付)

第 6 条 第 3 条の規定により使用の許可を得たものは、別表に定めるところにより光熱水費相当額を使用料として納付しなければならない。ただし、津和野町教育委員会が児童及び生徒の健全育成上又はその他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(損害の賠償)

第 7 条 利用者は、学校施設、設備をき損し、又は滅失したときは、相当額の賠償しなければならない。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 9 月 25 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日条例第 15 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 6 月 25 日条例第 27 号)

この条例は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。